議案第７２号

朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年朝霞市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「１４万６，５００人」を「１５万２，５００人」に改め、同条第４項中「５万２００立方メートル」を「４万９，７００立方メートル」に改め、同条第５項中「１，４０３ヘクタール」を「１，４１７ヘクタール」に改め、同条第６項中「１４万５００人」を「１４万３，１００人」に改め、同条第７項中「５万６，１００立方メートル」を「６万１，９００立方メートル」に改める。

第８条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「１１月３０日までに提出する書類においては」を削り、「を、５月３１日までに提出する書類においては同日」を「、当該提出日」に改め、「それぞれ」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代